

第 2 期青森市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 中間年の見直しについて

令和 2 年 2 月に策定した第 2 期青森市子ども・子育て支援事業計画(計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度まで)は、令和 4 年度に計画期間の中間年を迎える。

同計画は子ども・子育て支援法に基づく基本指針において「市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされていることから、今後、下記の見直しの考え方等に基づく検討を行い、子ども・子育て会議の意見を伺うこととしている。

2 見直しの考え方(国の作業手引きより)

① 見直しの要否の基準

令和 3 年 4 月 1 日時点の教育・保育給付認定区分ごと(3 号認定については、0 歳と 1・2 歳ごと)の子どもの実績値と市町村計画における量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合

② 見直しの方法

ア 実績値の把握

イ 「実績値」と「量の見込み」の比較

ウ 要因分析

エ 「量の見込み」の補正

③ 「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、要因分析を踏まえて「量の見込み」の補正を行う。

④ 留意事項

- ・実績のトレンドや政策動向、地域の実情を十分踏まえることが必要。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向(全国の女性就業率が、令和 2 年度について前年比減となっているが、令和 3 年度は再び上昇していることなど)に留意する。
- ・令和 3 年 4 月 1 日時点の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響を十分留意し、当該影響により実績値が下がっていると考えられる場合は、令和 2 年 4 月 1 日時点までの実績値の傾向を活用する等の方法が考えられる。

3 本市の見直し方針

① 最新値の活用

国の見直し要否基準では、「令和 3 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値」とあるが、最新値である令和 4 年 4 月 1 日時点の実績値を用いることを基本とする。

② 量の見込みの再推計の実施

教育・保育施設の認可・認定及び利用定員の設定・変更に影響を及ぼすことから、計画における量の見込みの精度向上を図るため、量の見込みの再推計を行う。

③ 量の見込みの再推計と計画の見直しとの関係

量の見込みの再推計の結果及び子ども・子育て会議委員の意見を踏まえ、計画の見直しの要否を判断する。

④ 基本指針の一部改正に伴う任意記載事項の追加

基本指針の一部改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項に、「地域の子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」が追加されたことから、本市の実情を踏まえ、対応を検討する。

4 今後のスケジュール

令和 4 年 8 月～10 月	計画見直し(案)の作成
11 月	第 2 回子ども・子育て会議 【計画見直し(案)の修正】
令和 5 年 2 月	第 3 回子ども・子育て会議